

岩室リハビリテーション病院 公衆無線 Wi-Fi 利用規約

制定:令和2年7月1日

(目的)

第1条 本規約は、患者・入所者の満足度の向上と患者サービスの充実を目的に岩室リハビリテーション病院（以下、「病院」という。）が整備した公衆無線 Wi-Fi（以下、「無線 Wi-Fi」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用場所及び利用時間)

第2条 無線 Wi-Fi が利用できる場所及び時間は、次のとおりとする。ただし、災害発生時その他病院が特に必要と認めた場合は、利用者に予告なく無線 Wi-Fi の利用について変更または中止できる。

利用可能日	全日
利用時間	午前8時～午後9時
利用場所	外来・入院・入所エリア

(利用者が準備するもの)

第3条 無線 Wi-Fi の利用を希望する者は、利用に当たって、次に掲げる機器等を準備しなければならない。なお、病院から機器等の貸出しは行わない。

- (1) スマートフォン、パーソナルコンピューター等
- (2) 無線 Wi-Fi インターフェイス

(無線 Wi-Fi の利用)

第4条 無線 Wi-Fi の利用は、本規約に同意した個人に対して認めるものとし、利用者は不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 無線 Wi-Fi の利用料金は無料とするが、インターネット上の有料サービスは利用者が負担する。
- 3 病院は、設定等に関し、技術的な質問についての問合せを一切受け付けない。
- 4 無線 Wi-Fi について、常に安定した接続環境を保障するものではない。
- 5 無線 Wi-Fi の利用者は、他の利用者又は第三者（以下、「他者」という。）の迷惑にならないよう配慮して利用しなければならない。

(禁止行為)

第5条 利用者は、無線 Wi-Fi の利用にあたっては、次の各号に定める行為（以下、「禁止行為」という。）を行ってはならない。なお、利用者が禁止行為を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、病院は一切の責任を負わない。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 他者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれがある行為
- (7) 選挙活動に関する行為（選挙期間中であるか否かを問わない。）
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) 営利目的の行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (11) 特定又は不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (12) ファイル共有ソフトの使用等著しく大量のデータを送受信する行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は病院が不適切と判断する行為

(利用の停止)

第6条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 禁止行為に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として病院が不適切と判断した場合

(運用の停止、中止)

第7条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線 Wi-Fi の運用の停止、中止をすることができる。

- (1) 無線 Wi-Fi のシステム保守又は工事を行う場合
- (2) 無線 Wi-Fi のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、無線 Wi-Fi の運用上、病院が必要と認める場合

(免責事項)

第8条 無線 Wi-Fi の利用、利用停止又は運用の停止若しくは中止により、利用者又は第三者が被った被害については、病院はその責を一切負わない。

- 2 病院は、利用者等が無線 Wi-Fi を通じて得る情報等は、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
- 3 無線 Wi-Fi の提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 Wi-Fi を通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩、その他無線 Wi-Fi に関連して発生した利用者の損害について、病院はその責を一切負わない。
- 4 無線 Wi-Fi への接続に係る利用者の機器設定は、利用者が行う。この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により無線 Wi-Fi を利用出来ない場合についても、病院はその責を一切負わない。
- 5 利用者が無線 Wi-Fi を利用したことにより、他者との間に生じた紛争等について、病院はその責を一切負わない。

(利用の制限)

第9条 病院は、無線 Wi-Fi の適切な利用を図るため、利用者の無線 Wi-Fi の利用ログを記録し、特定の WEB サイトへの接続若しくは通信帯域を制限することができる。

(裁判管轄)

第10条 無線 Wi-Fi に関連して、利用者と病院との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議する。

- 2 前項の協議をしても解決しない場合、新潟地方裁判所又は新潟簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(本規約の変更)

第11条 病院は、必要があると認めるときは予告なくこの規約を変更できる。本規約の変更後に利用者が無線 Wi-Fi を利用したときは、利用者は変更後の規約に同意したものとみなす。

附則

この規約は、令和2年7月1日から施行する。

以上